





おいて、今これを急速にやつて、国民の負担で修繕したりして行くことは、結局ある一国の利益のためにこの法律を急ぐということになるから、その点を今確かめたわけですが、その点はこれで打切ります。

次いで第十三条についてお伺いしたのですが、障害物の除去について、「あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、」となつておりますが、これも簡単なことじやないと思うのです。日本の島の周囲、もしくは小さな島の周囲、あらゆるところに海産、水産物があるわけです。そうしてそこには所有者が必ずあります。それによつて飯を食つて生きておるわけです。そこでこの障害物の除去のために生産の妨げとなり、あるいは使用者の使用権の侵害となることが間々あるのではないかと思うのです。そこでこの所有者、占有者は、これを承諾しないというようなことがができるかどうか。どういう形で承諾を求めて来るか。つまり拒否権があるかどうか。承諾することができないときにはそれは承諾できないと言つてつきりしていただきたい。

○須田政府委員 今までの経験によりますと、水路測量なり、海象観測を

るために、所有者の承諾を得ずるもの

を処理したようなことは、ほとんどな

いのでござります。今後ともさうい

ことはあつたないと思ひますが、む

ろん拒否権はあることになつております。但しどうしても水路測量をやる上

において、それは取除かなければならぬという場合におきましては、土地取

用法を利用するほかに方法がないじ

やないかと思つております。但し今ま

でやるといふことになるわけですか。

○上村委員 認定は結局は一応水路局

であります。

においてそういう不都合のないよう  
に、できるだけ努力して、所有者の承  
諾を得るよう努めて行きたいと思ひ

○上村委員 もう一点お聞きいたしま  
す。第十六条、何人も正当な理由がな  
ます。

い限り、水路測量標及び測量船の保全の義務がある、こういうのですが、これはばうつとしておりますが、この場

○須田政府委員　この何人もといふ合の何人もといふのはどういふ意味でございましょうか。

とは、實際は水路測量標を設けますと、船のもやい綱をかけるところに利用してみたり、またその辺で土木工事

などが起りますと、それを埋めてしまつたり、あるいはごみ捨場式にごみを捨てて、どこに水路測量標があるかな

いかわからないというような事態がで  
きるのであります。そういう意味にお  
いて、だれでもそれを毀損し得る機会

○上村泰貴 わかりました。それから  
があり得るものですから、特にだれで  
もとしたのです。

二十四条における「刊行物を発行しようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならぬ。」とい

う言葉があります。それから二十五条にも同じような文句で「類似の刊行物を施行しようとする者は、海上保安庁

長官の許可を受けなければならない。」とあります。これはやはり公益の立場からくるべきところに思ひます。

からこそ、われたものと思ふのですか  
憲法の言論、出版の自由、発行の自由  
がある場合に、これだけの刊行物を出

するに、一々その官厅の許可を得ると  
いうことは、憲法に抵触しておるかに  
思ひうのですが、この点はどうお考へで  
ござりますか。

崑山 鶴吉君 漢尾  
 米窪 清亮君 清藤 唯七君  
 上村 進君 木下 栄君 看亮君

○前田(朝)委員長代理 本請願に対し  
まして、政府側の御意見を承りたいと  
存じます。

○前田(都)委員長代理 本請願に対し  
まして、政府側の説明を聴取いたしま  
す。

認定の予定額となつておらず、それと  
も、士別、添牛内間及び士別、似駒間  
は、昭和四年におきまして追加予定額  
といたしまして提案いたしましたけれ

○須田政府委員、この点に關しましては、われわれは憲法に抵触しはしないかということを十分考慮して、立案したものであります。水路図誌とか、そういう種類のものは、十分信用の置ける正確なものでなければならぬ。ところがもし不幸にして正確でない海図が出るといふようなことがありますと、そのために海難が起り、非常な損害が起る。非常に困るわけです。そこで特に海上の交通の安全を懸念するためには、こういう条項を設けた次第であ

して、あと二名は次会に御指名する」とにいたします。それではこの観光小委員会の小委員長の選任について、お諮りいたします。

○鶴谷委員 小委員長の選任につきましては、選挙の手続を省略して、島山鶴吉君を小委員長に選任せられん」とを希望いたします。

○稻田委員長 ただいまの鶴谷君の御意見に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稻田委員長 それでは御異議なしと認めまして、島山鶴吉君を観光小委員長に選任することにいたしました。

○宮澤説明員 本諸願は、本線の敷設によりまして同地方の資源の開発とか、茂木港の活用のために観光ルートを設けられたいという趣旨と存じますが、本線の経過地は大部分編済に面しております。地形は非常に凹凸が多いために、海岸地帯でござりますから、途中相当長大なトンネルとか橋梁等ができるとして、工事費も多額に上る見込みでございます。現在の事情といたしましては、当局といたしましてこの建設線を急速に実施するということは困難でなかなかうらかと存じますが、長崎本線の改良線といたしましても、十分考慮される点もござりますので、将来といたしましては十分研究したい、かよらに存じております。

○官憲説明員 三池の港は御承知のように私営の感の深い港でございまして、本港には専用線も多々入つております。そういうような事情にござりますので、国有鉄道としてはこれに対しまして計画したことはございませんけれども、もしことに鉄道を入れるといたしますと、そういつた専用鉄道との交叉關係、あるいは道路との交叉關係も非常に多くなるよな關係で、本線を敷くということは相当困難でなかろうか、かように存ぜられます。

○須田政府委員　水路部といたしましては、これは一般国民の福祉を増進させるやうを得ない方法なのであります。決して憲法を無視してかかるとう考へではなかつたのであります。

○前田(郁)委員長代理　日程第一は、  
　　〔委員長退席、前田(郁)委員長代理  
　　着席〕  
紹介議員があとから見えるそうですか  
ら、あとまわしにいたしまして、日程  
第一を議題に供します。長崎から長木  
を経て喜々津に至る間に鉄道敷設促進  
の請願、坪内八郎君紹介、第四五五号。  
○尾関委員　本請願の要旨は、運輸省  
は長崎から長木を経由して喜々津に至

○前田(都)委員長代理 第三、大牟田駅、三池港間に臨港鉄道敷設の請願、甲木保君紹介、第五〇二号を議題に付します。尾閑君。

○尾閑委員 本請願の要旨は、島原半島の中核都市である島原市と大牟田市との結ぶ航路は、北九州以東の地域から島原に至る最短経路であり、国立公園雲仙觀光ルートの一環として重要な使命を持っている。しかるに同航路の大牟田側発着所は三池港にあるため、国鉄大牟田駅から約二キロ、西鉄電車

○尾關委員 本請願の要旨は、宗谷本線天塩國士別駅を中心として、西は根別村、幌加内村、添牛内を経て、吉前駅に至り、東は士別村を経て、滝の上駅に至る間に、鉄道を敷設すれば、沿線の広大な農耕地と豊富な鉱産資源が開拓され、また東西両島の魚塀開発を促進する等、地方の福祉を増進することは多大である。についてはすみやかに右区間に横断鉄道を敷設されたいというのであります。

○前田(郁) 委員長代理 これより政府側の御意見を聽取いたします。

員を指名いたします。

大きい利便を与えるから、緊急に実現されたい。特に茂木港は長崎港の外港としてきわめて重要な地点であるから、同計画実施にあたつては茂木町を経由するようにされたいというのである。

停留所から約一キロ離れ、交通不便なため、船車連絡上多大の不便をこうむつてゐる。ついては大牟田駅から三池港に至る臨港鉄道を敷設して、対岸島原との交通の利便をはかられたいといふのであります。

嵐山 鶴吉君 漢尾  
米窪 満亮君 清藤 唯七君 看亮君  
上村 進君 木下 栄君

○前田(朝)委員長代理 本請願に対し  
まして、政府側の御意見を承りたいと  
存じます。

○前田(都)委員長代理 本請願に対し  
まして、政府側の説明を聴取いたしま  
す。

ども、審議未了となつた路線でござります。沿線には、お説の通り広大な農耕地と森林のほか、鉱産資源も多少あるようであります。現下の情勢におきましては、やはり本線路は相当の工事費と相当な工事量を持つておりますので、早急実施することはやや困難ではなかろうかと存せられます。

○前田(都)委員長代理 第五、北陸線

中津幡、高岡間複線工事再開の請願、南好雄君紹介、第五五二号を議題に供します。

○尾瀬委員 本請願の要旨は、戦争によつて工事を中止されている国鉄北陸

線中津幡、高岡間の複線工事を再開され、昭和十五年以來用地を買収されて、同駅の沿線住民の要望をいたしました。

○前田(都)委員長代理 これに対しても工事を再開する工事を議題に供します。

○宮澤説明員 この北陸線の複線工事は、御承知のように戦時中、北陸線の輸送を増強するということでおこなつたものであります。

○前田(都)委員長代理 これより政府側の意見を聽取いたします。

○前田(都)委員長代理 本請願の要旨は、戦時中、北陸線の複線工事を再開され、昭和十五年以來用地を買収されて、同駅の沿線住民の要望をいたしました。

○前田(都)委員長代理 これより政府側の意見を聽取いたします。

○前田(都)委員長代理 本請願の要旨は、戦時中、北陸線の複線工事を再開され、昭和十五年以來用地を買収されて、同駅の沿線住民の要望をいたしました。

○前田(都)委員長代理 これより政府側の意見を聽取いたします。

○前田(都)委員長代理 本請願の要旨は、片上鉄道延長の請願、若林義孝君外五名紹介、第六〇二号を議題に供します。

○尾瀬委員 請願の要旨は、岡山県和気郡片山町から、山陽本線まことに存じております。

○前田(都)委員長代理 六、西尾、岡崎間鐵道復旧に因する請願、千賀康治君紹介、第五八六号、右を議題に供します。尾瀬君。本請願の要旨は、名古屋地方の交通運輸と産業の開發に資するため、地元民の犠牲的な協力によつて明治四十四年十月開通されて以来、地方鐵道としての重要性はますます加わつてゐたのであるが、戦時中、國策の名のもとに撤去廃止され、その資材は他に転用されてしまつた。終戦後はすみやかに復旧されるものと期待していながら、いまだその曙光さえ見えず、不運不便はばかり知れないものがある。についてはすみやかに同鐵道の復旧開通をはかられたいといふのであります。

○前田(都)委員長代理 これより政府側の意見を聽取いたします。

○前田(都)委員長代理 本請願の要旨は、片上鉄道延長につきましては、片上鉄道株式会社から現在のところまでにおいては申請がございませんので、申請がありましたならば、運輸審議会に諮問いたしました上、善処いたしたいと存じております。

○前田(都)委員長代理 政府側の意見を聽取いたします。

○丸尾説明員 請願の鉄道延長につきましては、片上鉄道株式会社から現在のところまでにおいては申請がございませんので、申請がありましたならば、運輸審議会に諮問いたしました上、善処いたしたいと存じております。

○前田(都)委員長代理 これより政府側の意見を聽取いたします。

○前田(都)委員長代理 本請願の要旨は、戦時中並びに松前線敷設促進の請願、富永格五郎君外二名紹介、第七一七号を議題に供します。尾瀬君。

○尾瀬委員 本請願の要旨は、戦時中並びに松前線敷設促進が計画され、工事の大部分も完成し、福山線は大沢町まで開通したが、社会情勢の変化とともに同計画は中止されています。同地方は、するめ、いわし、ほつけ等の主要生産地として有名であり、また地下資源も無尽蔵であるから、これら生産物の輸送並びに地下資源の開発のためにも、福山線の未開通箇所並びに松前線の開通を促進されたいといふのであります。

○前田(都)委員長代理 政府側の意見を聽取いたします。

○前田(都)委員長代理 次に九条省略

○前田(都)委員長代理 次に九条省略

○前田(都)委員長代理 本請願の要旨は、戦時中並びに松前線の敷設が計画され、工事の大部分も完成し、福山

線は大沢町まで開通したが、社会情勢の変化とともに同計画は中止されています。同地方は、するめ、いわし、ほつけ等の主要生産地として有名であり、また地下資源も無尽蔵であるから、これら生産物の輸送並びに地下資源の開発のためにも、福山線の未開通箇所並びに松前線の開通を促進されたいといふのであります。

○前田(都)委員長代理 政府側の意見を聽取いたします。

○前田(都)委員長代理 本請願の要旨は、新潟県の東頸城郡を縦貫いたします。この請願は、新潟県の東頸城郡を縦貫いたします。この請願は、新潟県の東頸城郡を縦貫いたします。

○前田(都)委員長代理 本請願の要旨は、新潟県の東頸城郡を縦貫いたします。

○前田(都)委員長代理 本請願の要旨は、新潟県の東頸城郡を縦貫いたします。

島大沢、福山間の五キロは、路盤工事はできておりますけれども、戦争の影響を受けまして工事を中止しましたまま、なかなか復旧されません。私などは毎回選挙をいたしますときには、わらじばきでこの地帯を歩きました東頸城郡は、これは郡内いずれの延長によって、從来鉄道の恩恵に乏しかつた美作地方の町村民の福祉と地方の交通運輸と産業の開發に寄与すること多大であるというのであります。また松前方産業開発を増進し、山陰方面との物資の交流も開ける等、再建日本に寄与すること多大であるというのであります。

○前田(都)委員長代理 本請願の要旨は、新潟県の東頸城郡を縦貫いたします。この請願は、新潟県の東頸城郡を縦貫いたします。

○前田(都)委員長代理 本請願の要旨は、新潟県の東頸城郡を縦貫いたします。

島大沢、福山間の五キロは、路盤工事はできておりますけれども、戦争の影響を受けまして工事を中止しましたまま、なかなか復旧されません。私などは毎回選挙をいたしますときには、わらじばきでこの地帯を歩きました東頸城郡は、これは郡内いずれの延長によって、從来鉄道の恩恵に乏しかつた美作地方の町村民の福祉と地方の交通運輸と産業の開發に寄与すること多大であるというのであります。また松前方産業開発を増進し、山陰方面との物資の交流も開ける等、再建日本に寄与すること多大であるというのであります。

○前田(都)委員長代理 本請願の要旨は、新潟県の東頸城郡を縦貫いたします。

